

改正案	現行
<p>（積立金の運用）</p> <p>第三十条（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 次に掲げる方法であつて金融機関、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引業者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）その他の厚生労働省令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）を契約の相手方とするもの</p> <p>イ～ニ（略）</p>	<p>（積立金の運用）</p> <p>第三十条 基金は、次に掲げる方法により積立金を運用しなければならない。</p> <p>一 信託会社等への信託（運用方法を特定するものを除く。）</p> <p>二 生命保険会社又は農業協同組合連合会若しくは共済水産業協同組合連合会への保険料又は共済掛金の払込み</p> <p>三 金融商品取引業者との第十八条第三項に規定する投資一任契約の締結</p> <p>四 次に掲げる方法であつて金融機関、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引業者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）その他の厚生労働省令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）を契約の相手方とするもの</p> <p>イ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する受益証券（証券投資信託又はこれに類する外国投資信託に係るものに限る。）又は投資証券、投資法人債若しくは外国投資証券（資産を主として有価証券に対する投資として運用すること（金融商品取引法第二十八条第八項第六</p>

2  
5  
6  
(略)

五  
(略)

号に規定する有価証券関連デリバティブ取引を行うことを含む。  
。を目的とする投資法人又は外国投資法人であつて厚生労働省令で定めるものが発行するものに限る。）の売買

ロ 貸付信託の受益証券の売買

ハ 預金又は貯金

ニ 運用方法を特定する信託であつてイからハマまでに掲げる方法

又はコール資金の貸付け若しくは手形の割引により運用するも

の

五  
(略)

2  
5  
6  
(略)